

石狩東部広域水道企業団告示第 11 号

競争入札に参加できる者に必要な資格等に関する規程（昭和 49 年石狩東部広域水道企業団企業管理規程第 16 号）第 4 条第 2 項の規定により、令和 8 年度から令和 9 年度において石狩東部広域水道企業団が発注する製造の請負、物品の買入、その他の契約（以下「物品納入等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（共同企業体を除く。）の追加登録（業種の追加を含む。）に必要な資格要件、資格審査の申請時期及び方法等について、別紙のとおり定める。

令和 7 年 11 月 10 日

石狩東部広域水道企業団

企業長 原 田 裕

（別紙については、事務局総務課に備え置いて縦覧に供します。）

1 資格の種別

石狩東部広域水道企業団が発注する物品納入等の競争入札の参加に係る資格審査の対象とする業種等は、別表 1 に掲げるものとする。

2 資格要件

(1) 基本的資格要件

石狩東部広域水道企業団が発注する物品納入等の契約に係る競争入札に参加できる者の資格要件は、次のいずれにも該当することとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

イ 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 消費税及び地方消費税並びに北海道税（個人道民税を除く。）等を滞納している者でないこと。

エ 法人等は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に未加入でないこと。

オ 中小企業組合は、北海道経済産業局（もしくは中小企業庁）による官公需適格組合証明の有効期間内であること。

(2) 資格の区分による要件

① 申請をしようとする年の審査基準日（令和 7 年は 12 月 1 日）現在において、引き続き 2 年以上その事業を営んでいる者であること。

② 事業に関し許可、認可、登録等を受けることとされているものにあっては当該許可、認可、登録等を受け、又は事業に関し免許又は認定を受けた従業員を雇用することとされているものにあっては、当該免許又は認定を受けた従業員を雇用している者であること。

3 資格の有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

4 申請の方法

申請の方法は、別表 2 「競争入札参加資格審査申請提出書類一覧」に記載された提出書類を下記 7 の送付先へ郵送により提出するものとする。郵送の方法は指定しないが、簡易書留やレターパックなど配達状況が

追跡できる方法での提出を推奨する。なお、提出書類の到着確認に係る問合せは受け付けない。

5 受付期間

令和 7 年 1 2 月 1 0 日から令和 8 年 1 月 3 0 日（必着）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

6 資格の認定

資格の認定は、審査後、申請者に対し文書にて通知する。
（令和 8 年 3 月発送予定）

7 送付先・問合せ先

〒061-1422

北海道恵庭市盤尻 264 番地の 1

石狩東部広域水道企業団 総務課 競争入札参加資格申請担当

電話 0123-33-2191

別表1 資格審査の対象業種等

物品納入等の業種区分

大 区 分		中 区 分		小 区 分	詳 細	区分 「ウーT」 「エーZ」 該当
ア	製造の請負	A	印刷物	1 出版印刷物	書籍、地図、パンフレット、リーフレット、ポスター等で構成含む	
		B		2 事務用印刷物	名刺、封筒等	
		C		3 印章	行印、職印等	
		C		4 看板	標識柱、プレート看板、机上札等	
イ	物品の納入	E	水道資材	11 管材	直管、異形管	○
				12 補修材	漏水補修資材等(フクロジョイント等)	○
				13 継手	継輪、押輪等	○
				14 弁	仕切弁、バタフライ弁、空気弁等	○
				15 メーター	電磁流量計等	○
		F	水道用薬品	16 ろ過材	ろ過砂(アンストライト)等	○
				17 苛性ソーダ	液体苛性ソーダ	-
				18 電気化学分析装置	導電率計、pH計	○
		G	分析機器	19 光分析装置	原子吸光分析装置(フレイム方式、その他)、濁度計等	○
				20 電磁気分析装置	質量分析装置(GC/MS、LC/MS、ICP-MS、その他)等	○
				21 分離分析装置	ガスクロマトグラフ、高速液体クロマトグラフ、専用液体クロマトグラフ、カラムクロマトグラフ、イオンクロマトグラフ等	○
				22 分解・蒸留・分離・濃縮装置	遠心分離装置、純水製造装置、固相抽出装置等	○
				23 水質測定計	色度計、濁度計、TOC計、水銀測定装置等	○
				24 その他装置	分析用天秤、光学顕微鏡等	○
		H	検査用器具・備品・消耗品	25 理化学検査用機器	研究用保冷庫、恒温培養器、超音波洗浄機、蒸気滅菌器、実験台等	○
				26 理化学検査用器具	ピーカー、フラスコ、メスピペット、シリンダー等	-
				27 理化学検査用試薬	一般用試薬、特定用途試薬、標準物質・標準液類、生化学用試薬	-
				28 検査用衣類	研究用白衣	-
		I	無線機器	29 無線機	業務用デジタル簡易無線登録局、特定小電力トランシーバー	○
		J	災害対応製品	30 河川汚濁拡散防止製品	油吸着材、オイルフェンス等	○
		K	工事現場用品	31 工具、副資材	機械工具(発電機・エンジンカッターほか)、電動工具(ポンプ・グラインダーほか)、空圧工具(釘打機ほか)、手動工具(ドライバー、ハンマーほか)、その他工具(計測具ほか)、備品(脚立・コードリールほか)、消耗品(塗料・接着剤・潤滑剤ほか)等	○
				32 保安用品	ヘルメット、カーコーン、回転灯、保安指示灯、拡声器等	○
				33 安全保護具	ヘルメット、安全ベスト、安全帯、安全靴、産業用マスク、保護メガネ等	-
				34 被服	作業服、雨衣、防寒ジャンパー・スラックス、防水つなぎ、作業帽、軍手、長靴等	-
		L	事務用品	35 事務用機器	ビジネスパソコン・ワークステーション(周辺機器とその消耗品を含む)、ボリュームライセンス、デジタル複合機、業務用シュレッダー、業務用プロジェクター等	○
				36 家具	事務用机・椅子、収納、会議用机・椅子、応接セット等	○
				37 文房具	筆記用品、紙用品(OA用紙含む)、製図測定用品、整理用品(のり・各種ファイルほか)、印字用品(スタンプ台・チェッカーライターほか)、計算用品(電卓)等	-
		M	出版物	38 図書	書籍(加除式を含む)、定期刊行物、地図等	-
		N	情報システム	39 業務別ソフトウェア・システム	水道管路情報管理、公共工事費精算、公営企業会計、官公庁給与計算他	○
		O	車両	40 自動車	普通自動車、小型自動車、軽自動車	○
		P	船舶	41 自動車用品	タイヤ、自動車整備用品等	-
				42 小型船舶	和船、船外機等	○
		Q	ガス燃料	43 船舶用品	ボート用品等	-
				44 LPガス	プロパンガス	-
		R	電力	45 高圧電力	交流600V超～7,000V以下	-
				46 低圧電力	交流600V以下(三相機器用)	-
				47 従量電灯	交流600V以下(単相機器用)	-
		S	その他	48 消防用設備	消火器、消火栓用ホース等	○
				49 医薬品	一般用医薬品(第一類、第二類、第三類)	-
				50 医療機器	一般用医療機器(血圧計等)、管理医療機器(電子体温計等)、高度管理医療機器(AED等)	○
				51 衛生用品、清掃用品、日用品	衛生マスク・消毒液・救急用品・清掃用具、各種洗剤等	-
				52 食料品	加工食品(非常用食料品を除く)、清涼飲料水等	-
				53 防災用備品	非常用食料品、簡易トイレ、デント、寝袋、給水袋等	-
				54 家電製品	家庭用パソコン(周辺機器とその消耗品を含む)、一般販売ソフトウェア、洗濯機、冷蔵庫等	○
				55 バイオアッセイ用検体	検体魚(マグロ・シマズミ)	-
				56 電話交換機	電話交換機、ビジネスホン	-
				57 除雪機	除雪用機械器具	○
				58 その他		○
ウ	役務の提供等	T	点検、修理・整備・調整	※ 器具・車両・船舶の点検、修理等	※ 本項目の小区分番号については、大区分「イ」のうち右側の欄に「○」が付してある項目の番号を記載してください。 例:OAシステム保守 …〔大区分〕ウ〔中区分〕T〔小区分〕39	←
				101 電話交換機の点検・修理等	電話交換機、ビジネスホン	
				102 自家用電気工作物点検	電気設備全般の点検	
				103 漏水調査	送水管路等の漏水調査	
		U	測定、分析、試験	104 局所排気装置の検査	開閉式装置	
				105 作業環境測定	有機溶剤、特定化学物質等	
				106 臨床検査	腸内細菌検査	
		V	廃棄物処分等	107 水質検査	水道法第20条に規定する水質検査等	
				108 汚泥収集運搬	浄水発生土	
				109 汚泥処分	無機性汚泥(下記110番を除く)	
				110 汚泥処分(基準値超過)	無機性汚泥(うち土壌汚染等対策基準値超過のもの)	
				111 産業廃棄物収集運搬	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等ほか(上記汚泥を除く)	
				112 産業廃棄物処分	"	
				113 特別管理産業廃棄物収集運搬	試験他	
				114 特別管理産業廃棄物処分	"	
				115 事業系一般廃棄物収集運搬	可燃ごみ、不燃ごみ、生ごみ、廃プラスチック等	
				116 事業系一般廃棄物処分	"	
				117 フロン類回収	冷媒フロン	
		W	水道施設管理業務	118 浄水施設の管理等	運転監視、維持管理、外注委託、調達等	
		X	コンサルティング	119 水道事業関連コンサルティング	水道事業運営における技術系・経営コンサル (建設コンサル・補償コンサルは「設計等→技術資料作成」)	
		Y	その他	120 清掃	浄水場内ろ過池、場内歩廊等	
				121 建設発生土の搬出	河川堆積土、砂等	
				122 除草	草刈・枝切、集草、搬出	
				123 除排雪	人力除雪・機械除雪、排雪	
				124 防除	害獣・害虫駆除等	
				125 運送	一般貨物旅客自動車運送、一般貨物自動車運送・貨物利用運送	
				126 ホームページ	ホームページ作成・保守等	
				127 情報サービス	ソフトウェアやデータベースの新規開発・構築・保守等	
				128 映像製作	施設紹介映像の企画製作	
				129 その他		
エ	物品の貸付	Z	リース、レンタル	※ 物品のリース、レンタル	※ 本項目の小区分番号については、大区分「イ」のうち右側の欄に「○」が付してある項目の番号を記載してください。 例:自動車のリース …〔大区分〕エ〔中区分〕Z〔小区分〕40	←
オ	物品の売払い	a	事務用品	201 事務用機器	パソコン類及びその周辺機器	
		b	車両	202 自動車	普通自動車、小型自動車、軽自動車	
		c	船舶	203 自動車用品	タイヤ、ホイール等	
				204 小型船舶	和船	
		d	その他	205 船外機	船外機	
				206 土砂等	浄水発生土、非鉄金属くず類(仕器等金属を含む)	
				207 金属くず	鉄くず類、非鉄金属くず類(仕器等金属を含む)	
				208 資源物等	古新聞、雑誌、ダンボール類、シュレッダーくず、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル等	
				209 その他		

別表2 競争入札参加資格申請提出書類一覧

物品納入等

※業種追加の場合、網掛けの書類（営業（事業）経歴書等）に追加を希望する業種分を提出してください。					
提出書類		申請者			説明
		法人	中小組合	個人	
1	物品納入等競争入札参加資格審査申請書付票 【企業団様式C】	○	○	○	
2	提出書類チェックシート 【企業団様式D】	○	○	○	
3	物品納入等競争入札参加資格審査申請書 【企業団様式A】	○	○	○	
4	営業（事業）経歴書 【企業団様式B】	○	○	○	・直近2事業年度決算分 ・「小計」欄については、その頁の計を、「合計」欄には経歴書全頁の合計値を記載すること
5	登記事項証明書	○	○		・申請時の3か月以内に法務局が発行した「履歴事項全部証明書」 ・写し可
6	印鑑登録証明書	○	○	○	・申請時の3か月以内に法務局が発行したもの ・写し可
7	定款又は寄附行為		○		
8	官公需適格組合証明書《写し》		○		・申請時点が適用期間内のもの
9	代表者身分証明書			○	・申請時の3か月以内に市町村が発行した証明書 ・写し可
10	営業証明書もしくは営業届出済証明書			○	・申請時の3か月以内に市町村が発行した証明書 ・写し可
11	年間委任状	○	○	○	・R8.4.1～R10.3.31の間、次について申請者が委任する場合のみ ①入札・見積 ②契約の締結 ③契約事項の履行 ④保証金の納付 ⑤契約金・前払金・部分払金・保証金返還の請求・受領 ⑥入札・見積における復代理人の選任 ・様式任意
12	消費税等の納税証明書	○	○	○	・申請時の3か月以内に税務署が発行した証明書 ・法人や中小企業組合は様式「その3の3」 ・個人は様式「その3の2」 ・写し可
13	北海道税の納税証明書	○	○	○	・申請時の3か月以内に振興局又は道税事務所が発行した証明書 ・「道税（個人道民税及び地方消費税を除く。）及び地方法人特別税について滞納がないこと。」の証明 ・北海道税の納税義務がない法人等は、本店の所在する都府県の事業税について滞納が無いことの県庁等発行証明書 ・写し可
14	許可通知書、登録証明書ほか《写し》	○	○	○	・申請業種に係る許可・登録等を受けている場合に提出 ・上記許可・登録等が従業員の受けたものである場合は、当該従業員の雇用を証明する書類1名分を添付（健康保険証の写し等）
15	財務諸表	○	○	○	・直近2事業年度決算のもの ・貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書ほか
16	誓約書 【企業団様式E】	○	○	○	
17	審査結果通知用封筒	○	○	○	・宛名を記載して110円切手を貼ったもの ※：審査結果通知書を後日送付するための封筒

※1 提出書類について、用紙の規格はA4判（「17 封筒」除く）とし、本表の番号順にダブルクリップで綴じて提出してください。
ファイルは不要です。

※2 「1 申請書付票」1枚に申請業種等をすべて記載できない場合、同様式を必要枚数用意し、1枚目以外は「申請者」「実印」「（追記項目欄）」の3枠のみ記載・押印したうえ、下欄中央のカッコ「（ ）」内にそれぞれ「順番枚数 / 総枚数」（例：総枚数3枚…「1/3」「2/3」「3/3」）と記載してください。

※3 提出書類は2部作成し、1部を申請者控えとして保管してください（問い合わせ時に確認できるよう、連絡担当者が保管してください）。

※4 受理票が必要な場合は、受理票及び受理票返信用封筒又は返信用はがき（要宛名記載・切手貼付、様式任意）を併せて提出してください。